

○福岡県開発登録簿閲覧規則

昭和四十六年二月十六日

福岡県規則第十一号

福岡県開発登録簿閲覧規則を制定し、ここに公布する。

福岡県開発登録簿閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第三十八条第二項（同施行規則附則第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭五〇規則三五・一部改正)

(閲覧所の場所)

第二条 登録簿の閲覧所は、福岡県建築都市部都市計画課内に置く。

(平六規則一七・一部改正)

(閲覧時間)

第三条 登録簿の閲覧時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までとする。

(平六規則一七・一部改正)

(閲覧に供しない日)

第四条 閲覧に供しない日は、次のとおりとする。

- 一 福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第二十三号）第一条第一項に規定する県の休日
- 二 登録簿の整備日その他知事が必要と認める日

(昭四八規則三四・平六規則一七・一部改正)

(閲覧料)

第五条 登録簿の閲覧は、無料である。

(閲覧の申出)

第六条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧票（様式第一号）に必要な事項を記載し、知事に提出しなければならない。

(閲覧上の注意)

第七条 閲覧者は、登録簿を指示された場所で閲覧しなければならない。

- 2 閲覧者は、係員の指示に従い、登録簿を丁重に取り扱わなければならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第八条 係員は、閲覧者が次の各号の一に該当する場合においては、閲覧を停止し又は禁止することができる。

- 一 この規則に違反し又は係員の指示に従わないとき。
- 二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(登録簿の写しの交付請求の手続)

第九条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写しの交付請求書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(昭五〇規則三五・昭五三規則五九・昭五六規則五九・昭五九規則七八・昭六三規則一一・平三規則一五・平六規則一七・平九規則一五・平二三規則二八・一部改正)

附 則

この規則は、昭和四十六年二月二十日から施行する。

附 則(昭和四八年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年規則第三五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五六年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第七八号)

この規則は、昭和六十年一月一日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第一一号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第一五号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成六年規則第一七号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成九年規則第一五号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第二八号）

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

開 発 登 録 簿 関 覧 票 年 月 日 福岡県知事 殿 関覧者 住所 氏名	
開 発 許 可 を 受 け た 者	
開 発 区 域 の 地 域 の 名 称 または団地名	
※ 備 考	
注 ※印欄には、記入しないこと。	

様式第2号(第九条関係)

開発登録簿の写しの交付請求書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所(所在地)

請求者 氏名(名称及び代表者氏名)



電話番号

都市計画法第47条第5項の規定により、次のとおり開発登録簿の写しの交付を受けたいので請求します。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日
開発許可を受けた者の住所(所在地)及び氏名(名称及び代表者氏名)	
開発区域に含まれる地域の名称	
写しを必要とする理由	
写しの交付請求枚数	調書 枚 図面 枚
※ 手数料欄	

- 備考 1 請求者の氏名(代表者氏名)の記載を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 この請求書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、請求の宛先を書き換えていただければ、九州各県の請求書様式として利用できます。